

東京学芸大学附属高等学校校則の一部改正について

改正理由：学習指導要領等の改正に伴い、授業日数の確保を図るため、その他所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的) 第1条 東京学芸大学附属高等学校（以下「本校」という。）は、中学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すとともに、教育の理論と実践及び海外から帰国した生徒教育の研究を行い、並びに学部・大学院等における生徒の教育に関する研究に協力し、及び学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。</p> <p>(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 <u>(3) 開校記念日 6月1日</u> <u>(4) 夏季休業日として校長が定める日</u> <u>(5) 冬季休業日として校長が定める日</u> <u>(6) 春季休業日として校長が定める日</u> 2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この校則は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的) 第1条 東京学芸大学附属高等学校（<u>大泉校舎を除き</u>、以下「本校」という。）は、中学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すとともに、教育の理論と実践及び海外から帰国した生徒教育の研究を行い、並びに学部・大学院等における生徒の教育に関する研究に協力し、及び学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。</p> <p>(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 <u>(3) 東京学芸大学創立記念日 5月31日</u> <u>(4) 開校記念日 6月1日</u> <u>(5) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）に規定する日 10月1日</u> <u>(6) 夏季休業日として校長が定める日</u> <u>(7) 冬季休業日として校長が定める日</u> <u>(8) 春季休業日として校長が定める日</u> 2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>〔省略〕</p>